

市川市社会福祉法人に対する電気自動車等導入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、脱炭素社会の実現に向け、電気自動車及び電動バイク（以下これらを「電気自動車等」という。）の普及を促進するため、電気自動車、電動バイク又はV2H充放電設備（以下これらを「補助対象自動車等」という。）を導入した社会福祉法人に対し、予算の範囲内において、市川市社会福祉法人に対する電気自動車等導入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和52年条例第30号。以下「条例」という。）及び市川市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和52年規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項に規定する自動車検査証（以下「検査証」という。）における燃料の種類が「電気」と記載される自動車（同法第3条に規定する普通自動車、同条に規定する小型自動車（以下「小型自動車」という。）及び同条に規定する軽自動車（以下「軽自動車」という。）のうち市長が認めるものに限る。）であって、国補助（一般社団法人次世代自動車振興センターが令和6年度以降に実施する補助事業であって、市長が別に定めるものをいう。以下同じ。）の対象とされているものをいう。
- (2) 電動バイク 道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車（小型自動車若しくは軽自動車であって、2輪のもの（側車付2輪自動車を含む。）に限る。）又は同条第3項に規定する原動機付自転車（以下「原動機付自転車」という。）のうち、外部から電力供給を受けた蓄電池を車体に搭載し、当該蓄電池の電力を電動機の動力源としてのみ走行するものであって、国補助の対象とされているものをいう。

(3) V 2 H 充放電設備 電気自動車等への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅、事務所又は事業所への電力の供給が可能なものであって、国補助の対象とされているものをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に事務所又は事業所を有する社会福祉法人のうち、本市に納付すべき市民税、固定資産税、都市計画税及び軽自動車税（第 6 条第 1 項第 2 号において「市税」という。）を滞納していないものであって、次の表の左欄に掲げる区分に応じ同表の右欄に掲げる要件を満たすものとする。

区 分	補助対象者の要件
電気自動車	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 電気自動車の所有者かつ使用者であること。 (2) 電気自動車を所有権留保付ローン若しくは残価設定型ローンで購入し、又はリースにより導入した場合にあっては、当該電気自動車の使用者であること。
電動バイク	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) 電動バイクの所有者かつ使用者であること。 (2) 電動バイクを所有権留保付ローン若しくは残価設定型ローンで購入し、又はリースにより導入した場合にあっては、当該電動バイクの使用者であること。
V 2 H 充放電設備	次の各号のいずれかに該当すること。 (1) V 2 H 充放電設備を購入した者であること。 (2) V 2 H 充放電設備をリースにより導入した場合にあっては、当該 V 2 H 充放電設備の使用者であること。

(補助対象経費)

第 4 条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる補助対象自動車等（市長が別に定める期間内に補助金の交付を受けようとする者が購入し、又はリースにより導入したものに限る。）の本体の購入又はリースに係る費用とする。

(1) 自動車業における表示に関する公正競争規約（平成 1 2 年公正取引委員会告示第 1 3 号）第 2 条第 2 項に規定する新車として取得した電気自

動車（中古の輸入車の初度登録車を除く。）

(2) 二輪自動車業における表示に関する公正競争規約（平成15年公正取引委員会告示第17号）第2条第5項に規定する新車として取得した電動バイク

(3) 市内に所在する事務所又は事業所であって、補助対象者が使用するものに設置された未使用のV2H充放電設備

2 前項の補助対象経費に消費税及び地方消費税が含まれるときは、補助対象経費からこれらに相当する額を控除した額とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、一の補助対象者につき、次の各号に掲げる補助対象自動車等の区分に応じ、当該各号に定める額と補助対象経費を比較していずれか低い額とする。

(1) 電気自動車 国補助により交付を受けることができる補助金の額に4分の1を乗じて得た額又は50,000円に導入した電気自動車の台数（3台を上限とする。）を乗じて得た額のいずれか低い額

(2) 電動バイク 20,000円に導入した電動バイクの台数（3台を上限とする。）を乗じて得た額

(3) V2H充放電設備 50,000円

2 補助金の交付は、一の補助対象者につき第3条の表の区分の欄に掲げる補助対象自動車等ごとにそれぞれ3回（V2H充放電設備にあつては、1回）に限るものとする。

（交付の申請）

第6条 条例第2条第4号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市内に事務所又は事業所を有していることを証する書類又は写し

(2) 市税に係る納税証明書の写し

(3) 見積書

(4) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の添付書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、申請者の同意を得て当該書類の提出を省略させることができる。
- 3 規則第2条の申請書の提出は、市長が別に定める期間に行うものとする。
(交付の条件)

第7条 規則第3条後段の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 電気自動車に係る補助金の交付を受けようとする者にあつては、当該電気自動車の検査証に記載される使用の本拠の位置が市内であることとし、第8号アからウまでに掲げる期間を経過するまでの間、市長の承認を受けないで、これを市外に変更しないこと。
- (2) 電気自動車に係る補助金の交付を受けようとする者にあつては、展示車、試乗車その他自動車販売活動の促進を目的とした自動車又は道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の規定による有償貸渡しの許可を受けた自動車として使用しないこと。
- (3) 電動バイクのうち小型自動車に該当するものに係る補助金の交付を受けようとするものにあつては、当該小型自動車の検査証に記載される使用の本拠の位置が市内であることとし、第8号アからウまでに掲げる期間を経過するまでの間、市長の承認を受けないで、これを市外に変更しないこと。
- (4) 電動バイクのうち軽自動車に該当するものに係る補助金の交付を受けようとするものにあつては、当該軽自動車の軽自動車届出済証（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第63条の2第3項に規定する軽自動車届出済証をいう。第8条第1項第1号ウにおいて同じ。）に記載される使用の本拠の位置が市内であることとし、第8号アからウまでに掲げる期間を経過するまでの間、市長の承認を受けないで、これを市外に変更しないこと。
- (5) 電動バイクのうち原動機付自転車に該当するものに係る補助金の交

付を受けようとするものにあつては、当該原動機付自転車の標識交付証明書（市川市税条例（昭和29年条例第12号）第91条第3項に規定する証明書をいう。第8条第1項第1号エにおいて同じ。）の標識（車両）番号に記載される市区町村名が市川市であることとし、第8号アからウまでに掲げる期間を経過するまでの間、市長の承認を受けずに、これを市外に変更しないこと。

(6) 電動バイクに係る補助金の交付を受けようとする者にあつては、展示車、試乗車その他電動バイク販売活動の促進を目的とした電動バイク又は道路運送法第80条第1項の規定による有償貸渡しの許可を受けた電動バイク（小型自動車若しくは軽自動車に該当するものに限る。）若しくは当該電動バイクと同等の使用形態であると市長が認める電動バイク（原動機付自転車に該当するものに限る。）として使用しないこと。

(7) 補助対象自動車等をリースにより導入する場合にあつては、リース契約の期間が第8号に規定する財産処分制限期間以上であること又はリース契約の期間終了後に当該補助対象自動車等の使用者が当該補助対象自動車等を購入する契約となっていること。

(8) 補助金の交付を受けて取得した補助対象自動車等については、補助金の交付を受けた日の属する月の初日（電気自動車にあつては、当該電気自動車に係る自動車検査証に記載された登録年月日又は交付年月日の属する月の初日）から起算して次に掲げる補助対象自動車等の区分に応じ、それぞれ次に掲げる期間を経過するまでの間、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は除去しないこと。

ア 電気自動車 4年

イ 電動バイク 3年

ウ V2H充放電設備 5年

(9) 補助金の交付を受けて取得した補助対象自動車等の使用について、市長が行う調査に協力すること。

- (10) 前各号に掲げる条件に違反し、若しくは従わない場合又は補助金の交付の決定後にその要件を満たしていないことが判明した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

(実績報告)

第8条 規則第5条に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 次に掲げる補助対象自動車等の区分に応じ、それぞれ次に掲げる書類及び当該補助対象自動車等の保管場所（V2H充放電設備を導入した場合にあっては、設置場所）において撮影したカラー写真

ア 電気自動車 検査証の写し

イ 電動バイクのうち小型自動車に該当するもの 検査証の写し

ウ 電動バイクのうち軽自動車に該当するもの 軽自動車届出済証の写し

エ 電動バイクのうち原動機付自転車に該当するもの 標識交付証明書等の写し

オ V2H充放電設備 未使用であることを証する書類

- (2) 契約書等（補助対象経費及びその内訳並びに当該契約日が確認できるものに限る。）の写し

- (3) 補助対象経費の支払を証する書類（補助対象自動車等をリースにより導入した場合を除く。）

- (4) その他市長が必要と認める書類

2 規則第5条の実績報告書は、市長が別に定める日までに提出するものとする。

(財産処分の制限)

第9条 補助金の交付を受けた者は、第7条第1号、第3号から第5号まで又は第8号の市長の承認を受けようとするときは、市川市社会福祉法人に対する電気自動車等導入費補助金財産処分等承認申請書（様式第1号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、当該申請をした者に対し、市川市社会福祉法人に対する電気自動車等導入費補助金財産処分承認可否決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

3 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により財産処分等を承認する決定の通知を受けたときは、第1号に掲げる額に第2号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を返還しなければならない。ただし、天災、本人の責めに帰さない事故その他の市長がやむを得ないと認める事由により、当該補助金の交付を受けたものが第7条第1号、第3号から第5号まで又は第8号に掲げる条件に該当しないこととなった場合は、市長は、返還すべき補助金の額の全部又は一部を免除することができる。

(1) 交付を受けた補助金の額

(2) 財産処分制限期間（第7条第8号アからウまでに掲げる期間をいう。以下同じ。）の月数に対する同条第1号、第3号から第5号まで又は第8号に掲げる条件に該当しないこととなった日の翌日から財産処分制限期間が満了する日までの月数（その月数に1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた月数）の割合

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の市川市電気自動車等導入費補助金交付要綱の規定は、令和4年度以後の年度分の市川市電気自動車等導入費補助金について適用し、令和3年度分までの市川市電気自動車等導入費補助金に

については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の市川市社会福祉法人に対する電気自動車等導入費補助金交付要綱の規定は、令和4年度以後の年度分の市川市社会福祉法人に対する電気自動車等導入費補助金について適用し、令和3年度までの市川市社会福祉法人に対する電気自動車等導入費補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の市川市電気自動車等導入費補助金交付要綱の規定は、令和6年度以後の年度分の市川市電気自動車等導入費補助金について適用し、令和5年度分までの市川市電気自動車等導入費補助金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の市川市社会福祉法人に対する電気自動車等導入費補助金交付要綱の規定は、令和6年度以後の年度分の市川市社会福祉法人に対する電気自動車等導入費補助金について適用し、令和5年度分までの市川市社会福祉法人に対する電気自動車等導入費補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和6年4月30日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の市川市電気自動車等導入費補助金交付要綱の規定は、令和6年度以後の年度分の市川市電気自動車等導入費補助金について適用し、令和5年度分までの市川市電気自動車等導入費補助金については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の市川市社会福祉法人に対する電気自動車等導入費補助金交付要綱の規定は、令和6年度以後の年度分の市川市社会福祉法人に対する電気自動車等導入費補助金について適用し、令和5年度分までの市川市社会福祉法人に対する電気自動車等導入費補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の市川市電気自動車等導入費補助金交付要綱の規定は、令和7年度以後の年度分の市川市電気自動車等導入費補助金について適用し、令和6年度分までの市川市電気自動車等導入費補助金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の市川市社会福祉法人に対する電気自動車等導入費補助金交付要綱の規定は、令和7年度以後の年度分の市川市社会福祉法人に対する電気自動車等導入費補助金について適用し、令和6年度分までの市川市社会福祉法人に対する電気自動車等導入費補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、第1条の規定による改正後の市川市電気自動車等導入費補助金交付要綱の規定及び第2条の規定による改正後の市川市社会福祉法人に対する電気自動車等導入費補助金交付要綱の規定は、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の市川市電気自動車等導入費補助金交付要綱の規定は、令和8年度以後の年度分の市川市電気自動車等導入費補助金について適用し、令和7年度分までの市川市電気自動車等導入費補助金に

については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の市川市社会福祉法人に対する電気自動車等導入費補助金交付要綱の規定は、令和8年度以後の年度分の市川市社会福祉法人に対する電気自動車等導入費補助金について適用し、令和7年度分までの市川市社会福祉法人に対する電気自動車等導入費補助金については、なお従前の例による。